

平成31年2月26日

平成30年度第11回美浦村定例教育委員会議案

美浦村教育委員会

日 時 平成 31 年 2 月 26 日 (火) 午後 3 時 00 分

場所 美浦村役場 3 階 委員会室

日 程

1. 開会

2. 教育長あいさつ

3. 付議事項

議案第 1 号 平成 30 年度要保護・準要保護児童生徒の認定について

議案第 2 号 美浦村文化財保護審議会委員の委嘱について

議案第 3 号 絹本著色近藤利勝像の村指定について

4. 報告事項

報告第 1 号 美浦村教育振興基本計画の中間見直しについて

報告第 2 号 平成 30 年度美浦村一般会計補正予算について

報告第 3 号 美浦村立小学校あり方検討委員会第 3 回開催結果について

報告第 4 号 美浦幼稚園の新たな取り組みについて

5. その他

6. 閉会

議案第1号

平成30年度要保護・準要保護児童生徒の認定について

上記の議案を別紙のとおり提出する。

平成31年2月26日

美浦村教育委員会教育長 糸賀 正美

報告第2号

美浦村文化財保護審議会委員の委嘱について

上記の議案を下記のとおり提出する。

平成31年2月26日提出

美浦村教育委員会教育長 糸賀 正美

人事に関する案件のため非公開

議案第3号

絹本著色近藤利勝像の村指定について

上記の議案を下記のとおり提出する。

平成31年2月26日提出

美浦村教育委員会教育長 糸賀 正美

絹本著色近藤利勝像の村指定について

美浦村文化財保護条例第4条の規定に基づき、絹本著色近藤利勝像の村指定について下記のとおり提出する。

1、村指定候補文化財

名称及び員数

けんぼんちゃくしよくこんどうとしかつぞう
絹本著色近藤利勝像 1幅

種別 有形文化財 絵画

所有者 美浦村木原 1941 永巖寺

美浦村文化財保護条例

(昭和 52 年 12 月 23 日条例第 21 号 改正昭和 54 年条例第 12 号 平成 19 年条例第 20 条)

(指定)

第 4 条 教育委員会は、管内に存する有形文化財（法第 27 条第 1 項の規定により重要文化財に指定されたもの又は県条例第 4 条第 1 項の規定により県指定有形文化財に指定されたものを除く。）のうち、重要なものを美浦村指定有形文化財（以下「村指定有形文化財」という。）に指定することができる。

2 前項の規定による指定をするには、教育委員会は、あらかじめ指定しようとする有形文化財の所有者または権原に基づく占有者の同意を得なければならない。ただし、当該有形文化財の所有者又は権原に基づく占有者が判明しない場合は、この限りではない。

(以下省略)

平成31年2月7日

美浦村教育委員会
教育長 糸賀 正美 殿

美浦村文化財保護審議会
会長 茂呂 典正



美浦村指定文化財候補について（答申）

平成31年1月25日付け美生第6号で諮問された美浦村指定文化財指定候補「絹本著
色 近藤利勝肖像画」について、別紙のとおり答申いたします。

平成31年2月7日

美浦村教育委員会 殿

美浦村文化財保護審議会
会長 茂呂典正



「絹本著色近藤利勝像」について（答申）

今回諮問を受け審議対象となった「絹本著色近藤利勝像」は近世初頭以前にさかのぼる武将の肖像画としての特徴を非常に良く表しており、安土桃山時代に制作されたものと想定されます。

描かれている武将は上畳のうえに烏帽子、直垂を着用した姿で坐し、左の腰に小刀を、腹前に扇を配し、右手に数珠を握っています。絹地に墨で描かれ彩色も施されています。特筆すべき点として、肖像画の上にならべて書かれている賛文に「近藤式部太輔藤原朝臣利勝公宦増五位而」「寿像」の文字が読めることです。文字は像主が近藤利勝で、しかも生前に描かれたものであること示しています。随所に近藤氏の紋である五七桐が描かれていることから木原城の城主近藤利勝を描いたものといえます。近藤氏について書かれた資料は現在ごくわずかし確認されていないため、本肖像画は近藤氏の人物像を知る上で、また木原城の解明に関わる重要な絵画資料です。戦国時代に描かれた武将の肖像画は県内もとより全国的にみても資料が少ないことを鑑みれば、地域に残る本肖像画の歴史的価値は大変重要なものとなることが考えられます。

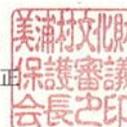
像主について書かれている賛文の文字や内容については今後の調査により新たな発見が期待されるとともに、本肖像画は木原城をはじめ戦国時代の武将を知る上で多くの視点を提供しうる村指定文化財として相応しい重要な資料といえます。

平成31年2月7日

美浦村教育委員会 殿

美浦村文化財保護審議会

会長 茂呂典正



「絹本著色近藤利勝像」について（答申）

今回諮問を受け審議対象となった「絹本著色近藤利勝像」は近世初頭以前にさかのぼる武将の肖像画としての特徴を非常に良く表しており、安土桃山時代に制作されたものと想定されます。

描かれている武将は上疊のうえに烏帽子、直垂を着用した姿で坐し、左の腰に小刀を、腹前に扇を配し、右手に数珠を握っています。絹地に墨で描かれ彩色も施されています。特筆すべき点として、肖像画の上にかかれている賛文に「近藤式部太輔藤原朝臣利勝公宦増五位而」「寿像」の文字が読めることです。文字は像主が近藤利勝で、しかも生前に描かれたものであること示しています。随所に近藤氏の紋である五七桐が描かれていることから木原城の城主近藤利勝を描いたものといえます。近藤氏について書かれた資料は現在ごくわずかしか確認されていないため、本肖像画は近藤氏の人物像を知る上で、また木原城の解明に関わる重要な絵画資料です。戦国時代に描かれた武将の肖像画は県内もとより全国的にみても資料が少ないことを鑑みれば、地域に残る本肖像画の歴史的価値は大変重要なものとなることが考えられます。

像主について書かれている賛文の文字や内容については今後の調査により新たな発見が期待されるとともに、本肖像画は木原城をはじめ戦国時代の武将を知る上で多くの視点を提供しうる村指定文化財として相応しい重要な資料といえます。

<所見>

絹本着色近藤利勝像 一幅 34.3 cm×83.3 cm 安土桃山時代

絹本着色の近世初頭以前さかのぼる武将の肖像画。その讀文により木原城（現美浦村）の城主であった近藤利勝の肖像と判明する。上疊のうえに烏帽子直垂姿で坐す。右手には数珠を握り、左腰には小刀を佩き、腹前には扇を差す。数珠の赤い紐、小刀は柄の鮫皮や笄まで丹念にあらわされる。直垂には両肩、両袖に丸に五七桐の紋が描かれる。その面貌は壮年から初老にさしかかると思われる、像主の面貌が的確に捉えられ、保存状態は必ずしも良いとは言えないものの肖似性も充分うかがわれる。時代様式など類似する肖像画としては、小田原北条氏歴代のうち北条氏康像（1515～1571、神奈川・早雲寺所蔵）が挙げられるだろう。

近藤利勝は永巖寺の中興開基とされる。永巖寺の寺伝などによれば、近藤氏はもと伊佐部（旧東村）に居城していたが、永正元年（1504）に同城が落城し、同三年に神越城に移りこれを木原城と改めたとされる。しかし、『新編常陸国誌』や楯縫神社棟札（『安得虎子』所載）の記述より、近藤利勝は土岐原氏とともに、永禄五年（1562）頃より桃山時代にかけて活躍したことが知られ、木原城は小田原北条氏方の北部最前線の重要拠点として機能したことが知られる。一説に近藤利勝は、後北条氏の小田原城が落城した天正十八年（1590）に没したとされ、本作品もその前後の製作と見られる。

茨城県所縁の武家関係肖像画としては、戦国期から江戸時代初期にかけて、小田氏歴代や結城氏、土岐頼英夫人像などが知れる。これらの作品と比較しても、本作品はより本格的な肖像画である。あるいは小田原で活躍したことが知られる、小田原狩野派による製作などの想定も許されるだろう。なお、保存状態により判読不明な部分が多い讀文の解説が今後またれよう。

瀬谷貴之（神奈川県立金沢文庫主任学芸員、茨城県文化財保護審議委員）



a

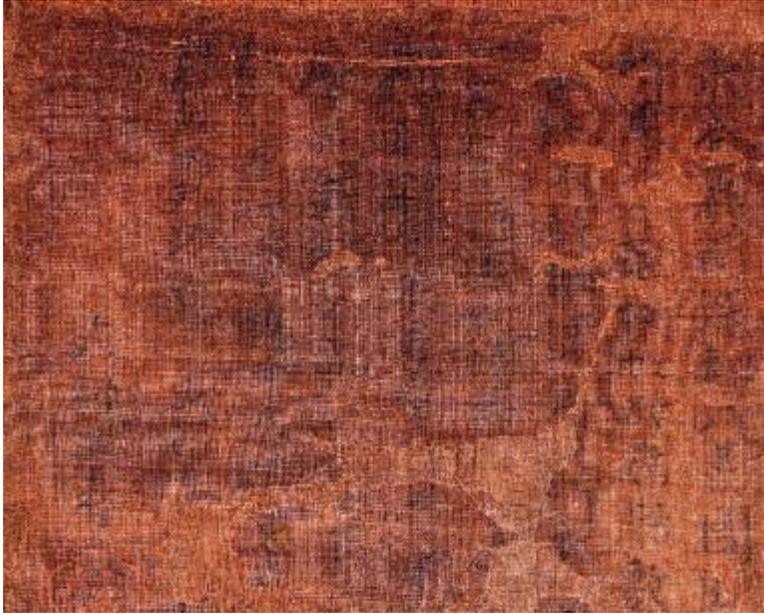
b



a



b



a



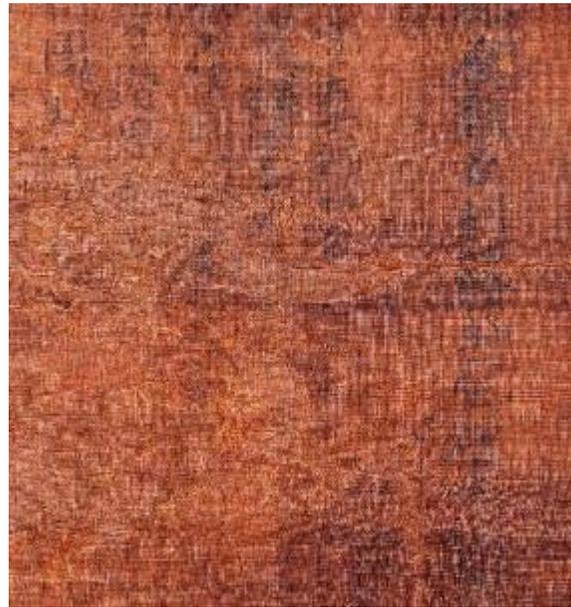
資料(3)

b



c

< 賛文 >



d

報告第1号

美浦村教育振興基本計画の中間見直しについて

上記について、別紙のとおり報告する。

平成31年2月26日提出

美浦村教育委員会教育長 糸賀 正美

報告第 2 号

平成 30 年度美浦村一般会計補正予算について

上記について、別紙のとおり報告する。

平成 3 1 年 2 月 2 6 日提出

美浦村教育委員会教育長 糸賀 正美

平成30年度美浦村一般会計補正予算については、議会終了後に掲載いたします。

報告第3号

美浦村立小学校あり方検討委員会第3回開催結果について

上記について、別紙のとおり報告する。

平成31年2月26日提出

美浦村教育委員会教育長 糸賀 正美

第3回美浦村立小学校あり方検討委員会開催結果について

標記の件につきまして、第3回検討委員会を開催いたしました。
当委員会での検討結果は以下のとおりです。(会議資料は別添のとおり)

1 第3回美浦村立小学校あり方検討委員会開催結果

日時 平成31年1月25日(金) 19時～21時
場所 役場3階・大会議室
出席者 28名

(1) 小学校の適正規模に関する検討委員会の方針

- ①適正規模に関する第2回検討委員会の要旨
- ②国県の基準、統合を実施した他自治体の状況
- ③安中小学校区の未就学児の保護者対象アンケート調査結果
- ④適正規模に関する検討委員会の方針(案) 承認

【美浦村立小学校あり方検討委員会 適正規模に関する方針】

1 学級数について

- ・1学年2学級以上とする。
1学年に複数の学級があり、クラス替えができること。
 - ・学校全体の学級数は、12学級以上とする。
- 2 1学級あたりの児童数について
- ・県で実施している「楽しく学ぶ学級づくり事業」に基づく1学級あたりの児童数とする。
- 3 複式学級について
- ・複式学級の解消を図る。

(2) 適正配置の検討

- ①平成40年度までの各学校の規模区分(平成30年度推計)
- ②適正配置の基本的な考え方
- ③各小学校の維持費、校舎新設・改修する場合の経費、期間
- ④小学校を統合する場合の類型(案)

<主な意見> 委):委員 事):事務局

- 委) 適正規模に従っていくと適正配置も決まる。
- 委) 同じ学習環境を村内の子どもたちに提供できることが大事。
- 委) 中学校に入ると新しい活動が増え、人間関係も変わり、先生・保護者が連携して対応。
- 委) 小学校が統合される方向かと思うが、少人数の小学校の子どもたちが心配。
- 委) 統合した学校を見ると子どもは、順応が早い。子どもたちは弾力的になじんでいる。
- 委) 小学校統合の際にクラス編制に少人数の学校の子どもたちに対する配慮をしてほしい。
大人の心配より子どもの方が順応性がある。
- 委) 検討委員会、統廃合について、村民全体の関心が向いているのか疑問。
- 委) 小学校によっては統合の必要性が感じられず、メリットがなければ保護者に説明が難しい。
- 委) どのような状態であろうと学校は最善を尽くす。それぞれの立場でできることを考える。
- 委) 学校を新しいところに新しく作れば、立場的には同じになるのではないか。
- 委) 統合した場合、学校行事の時等の駐車場は、どのように考えているのか。
- 事) 統合の形が決まれば、必要な整備はしなくてはならない。
- 委) 耐震工事が行われているが、どのくらい耐用年数があるのか。統廃合をし、既存の施設の改修をする場合に耐用年数はどれくらいなのか。
- 委) スクールバスの運行経費の概算を知りたい。

報告第4号

美浦幼稚園の新たな取り組みについて

上記について、別紙のとおり報告する。

平成31年2月26日提出

美浦村教育委員会教育長 糸賀 正美

美浦幼稚園の新たな取り組みについて

美浦幼稚園では、子育て支援の更なる充実と入園児を増やしていくため来年度以下の取り組みを実施いたします。

1 預かり保育の拡充について

○今年度までの預かり保育の状況

- ・平日 朝 7:15～ 8:30まで
 帰り 14:00～16:00まで
- ・夏季希望保育（希望者のみ）
 8月中に7日間実施。H30年度 8月1・2・6・7・8・9・10日
 ※申し込み58名（平均全体の24%の利用）

○次年度以降の預かり保育の計画

- ・平日利用については継続。（申し込み者・随時）
- ・夏季希望保育（希望者のみ）・・8月に加え7月にも実施し夏季希望保育の日数を増やす。

2 体験入園の実施について

(1) 目的

未就学児及び保護者に幼稚園を知っていただく機会を設け、更なる入園児の増加に繋げる。

(2) 実施時期

6月・7月・9月・12月・・・年4回を計画

(3) 内容

6月・・・「読み聞かせ」 7月・・・「体操教室」
9月・・・「ALT」 12月・・・「園内観劇」

※ 美浦幼稚園の特色ある活動を体験してもらう。時間や天候により戸外遊びや室内遊びを自由に体験。（幼稚園のカリキュラムを経験する）

3 幼稚園ホームページの更なる充実

美浦村のホームページへ幼稚園の特色ある取り組み等の情報を掲載し、幼稚園の魅力を発信する。

- ・「体操教室」「ALT」「読み聞かせ」「和太鼓演奏（年長・運動会）」の様子を発信予定。